

医療法第 70 条の 2 の規定による地域医療連携推進法人の  
認定申請にかかる「医療連携推進方針」に対する意見について

1. 対象となる法人

法人名：一般社団法人いのちとくらし支援ネットワーク

代表理事：松下 晴彦

所在地：大阪府岸和田市加守町四丁目 27 番 1 号

医療連携推進地域：泉州二次医療圏南部（和泉市、岸和田市、貝塚市、  
泉佐野市）

医療連携推進方針：別紙のとおり

2. 認定要件

地域医療連携推進法人制度は、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設された制度であり、認定された法人は、策定した「医療連携推進方針」に沿って、医療連携推進業務を行うことが求められます。

大阪府としては、医療連携推進方針、医療連携推進業務の内容、当該法人の構成要件（参加法人数、社員・役員の構成、経理的・技術的要件、議決権等）、地域医療連携推進評議会の設置等の要件について審査します。

3. 大阪府泉州保健医療協議会の意見聴取について

大阪府では、地域医療連携推進法人の認定申請があった場合、大阪府医療審議会医療法人部会に諮問したうえで認定を行うこととしていますが、同部会への諮問に際しては、当該法人の所在する二次医療圏における保健医療協議会に「医療連携推進方針」の内容について意見聴取し、当該圏域の意見を添えて諮問することとしています。

4. 意見について

一般社団法人いのちとくらし支援ネットワークの「医療連携推進方針」について、同意の賛否（同意の条件を含む。）についてお伺いします。

## 地域医療連携推進法人制度の概要

厚生労働省HPより

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

### 地域医療連携推進法人



## 医療連携推進方針

## 1. 医療連携推進区域

大阪府和泉市、岸和田市、泉佐野市、貝塚市

## 2. 参加法人

- ・和泉市 : 和泉市立総合医療センター、和泉市立和泉診療所
- ・医療法人徳洲会 : 岸和田徳洲会病院、東佐野病院、貝塚記念病院、岸和田徳洲苑、特定施設入居者生活介護すいせん、認知症対応型共同生活介護いずみ
- ・社会福祉法人大阪愛心会 : 障がい児通所支援事業所くるみ

## 3. 理念・運営方針

## (理念)

当法人は、難病患者、障がい児及びその家族を含む全ての地域住民が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域医療構想に基づき、参加法人が緊密に連携し、持続可能な地域医療提供体制を構築することを目的とします。これらの取組を通じ、平時から災害時まで切れ目のない医療・介護・福祉のネットワークを確立し、地域住民の生命と健康を守り抜くことを使命とします。

## (運営方針)

当法人は、地域医療の質の向上と持続的な医療提供体制の確立を目指し、以下の方針に基づき事業を運営します。

1. 難病患者について、参加病院間や施設・在宅間で円滑かつ効率的な受入れ体制を整備し、地域における適切な医療の体制を確保します。
2. 医療的ケアを要する障がい児について、地域内の病院等が連携し、必要な医療が継続して提供される体制を構築します。
3. 災害時において、難病患者及び医療的ケアを要する障がい児に対する医療提供が継続して行われるよう、平時から参加法人間の連絡及び協力体制の整備を図ります。
4. 地域における医療需要に応じた医療提供体制を確保するため、参加法人間の機能分担及び業務連携を通じて、地域医療資源の最適化を図ります。
5. 医療の質及び安全性の向上を図ります。

## 4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

当法人は、医療連携推進法人として、参加する病院等が相互に連携し、地域における医療提供体制の確保及び充実を図るため、次に掲げる病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する取組を行います。

## 1) 難病患者に関する病院等相互間の医療連携

- ・難病患者の受入れについて、参加する病院等が相互に連携し、患者の病状に応じた受入れ及び転院の調整を行います。
- ・急性期医療、専門医療及び在宅医療等について、参加病院等の役割分担を整理し、円滑な医療提供が行われる体制を構築します。
- ・退院支援及び在宅移行に係る医療連携を推進し、難病患者が地域において継続的に医療を受けられる体制を確保します。

**【目標】**

難病患者が病状に応じて適切な医療機関で医療を受けられるよう、病院等相互間の医療連携体制を確立します。

2) 医療的ケアを要する障がい児に関する病院等相互間の医療連携

- ・医療的ケアを要する障がい児について、参加する病院等が相互に役割分担を明確にし、急性期医療、継続的な医療管理及び入退院調整に関する医療連携を行います。
- ・当該障がい児の診療情報及び急変時対応等について、病院等相互間で情報共有を行い、医療提供の継続性を確保します。
- ・これらの取組を通じて、対象となる障がい児に対し、地域内で必要な医療が適切かつ迅速に提供される体制を構築します。

**【目標】**

医療的ケアを要する障がい児に対し、病院等相互間の医療連携により、継続的かつ適切な医療提供体制を確保します。

3) 災害時における病院等相互間の医療連携

- ・災害発生時において、難病患者及び医療的ケアを要する障がい児に対する医療提供が継続して行われるよう、参加する病院等の中で連絡及び協力体制を整備します。
- ・平時から、災害時における病院等の役割分担及び連携方法について確認し、円滑な医療連携が行われる体制を構築します。

**【目標】**

災害時においても、対象患者に対する医療が途切れることのない病院等相互間の医療連携体制を確立します。

4) 地域医療資源の最適化に資する病院等相互間の医療連携

- ・参加する病院等が相互に連携し、患者紹介及び逆紹介を通じた医療連携を推進します。
- ・急性期、回復期及び慢性期等の医療機能の分担を整理し、患者の状態に応じた適切な転院及び受入れが行われるよう、地域の医療需要や参加する病院等の機能、特性及び役割分担を踏まえた効率的な医療提供体制の構築を図ります。

**【目標】**

病院等相互間の医療連携を通じて、地域における医療提供体制の円滑な運営を図ります。

5) 医療の質及び安全性の向上に資する病院等相互間の医療連携

- ・参加する病院等が連携し、医療安全対策、感染対策等に関する取組や情報を共有します。
- ・合同研修等を通じて、医療従事者の資質向上及び医療の質の向上を図ります。

**【目標】**

病院等相互間の連携を通じて、医療の質及び安全性の向上を図ります。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

1) 医療・介護・福祉の連携による地域包括ケアシステムの推進

在宅療養患者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、参加病院等の医療連携と連動した介護・福祉サービスの連携体制の充実を図ります。また、地域住民の健康寿命の延伸を目指し、認知症予防や栄養指導等の健康増進活動及び介護予防に関する取組を支援します。

2) 難病患者及び障がい児等に対する生活支援及び相談支援

難病患者及び障がい児並びにその家族が地域において安心して生活できるよう、医療連携推進業務により把握された医療上の状況を踏まえ、日常生活における課題解決や必要な福祉サービスへの接続を行う相談支援体制の充実に努めます。

3) 多職種連携及び人材育成を通じた地域連携基盤の強化

医療・介護・福祉の切れ目のない連携を実現するため、参加法人の医療従事者並びに介護・福祉職員が合同で研修及び事例検討を行い、多職種間の相互理解及び実践的な連携能力の向上を図ります。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。

その際、機能分担・業務連携の双方の観点がそれぞれ必要かつ十分に記載されている必要があること。

## 一般社団法人の概要

名 称	一般社団法人 いのちとくらし支援ネットワーク		
所在地	大阪府岸和田市加守町四丁目27番1号		
医療連携推進区域	泉州医療圏(和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市)		
医療連携推進方針	別添1のとおり		
	氏名		所属・役職名
役員 の 状 況	代表理事	松下 晴彦	医療法人徳洲会 理事 和泉市立総合医療センター病院長
	理事	畔柳 智司	医療法人徳洲会 理事 岸和田徳洲会病院病院長
	理事	小縣 一興	医療法人徳洲会 理事 東佐野病院病院長
	理事	森岡 信行	医療法人徳洲会 理事 貝塚記念病院病院長
	理事	川口 いずみ	和泉市立総合医療センター看護部長
	監事	持田 幸久	岸和田徳洲会病院事務長
	監事	玉垣 精久	和泉市立総合医療センター総務課顧問
		法人名等	医療機関名等
社員 の 状 況	病院等を開設する参加法人	和泉市	和泉市立総合医療センター、和泉診療所
		医療法人徳洲会	岸和田徳洲会病院、貝塚記念病院、東佐野病院、岸和田徳洲苑、特定施設入居者生活介護すいせん、認知症対応型共同生活介護いずみ
	介護施設等を開設する参加法人	社会福祉法人大阪愛心会	障がい児通所支援事業所くるみ
その他の社員			
	氏 名	所属・役職名	備 考
評 議 会 の 状 況	永田 就三	和泉市医師会会長	
	上嶋 一之	和泉市歯科医師会会長	
	北野 佳彦	和泉市薬剤師会会長	

## 地域医療連携推進法人の活動状況の確認について （「医療連携推進方針」の同意に当たっての条件案）

### 【現状】

地域医療連携推進法人の認定制度は、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設された制度であり、大阪府では、その認定にあたっては、保健医療協議会（地域医療構想調整会議）の意見を聴いたうえで、医療審議会（医療法人部会）に諮問することとしている。

一方、認定後の当該地域医療連携推進法人の活動が、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たしているか、保健医療協議会において確認する手法がない状況となっている。

### 【保健医療協議会が地域医療連携推進法人の活動状況を確認する手法（案）】

- ・ 地域医療連携推進法人に、保健医療協議会の求めに応じ、その活動状況等を報告させる。
- ・ 保健医療協議会は、地域医療連携推進法人の活動状況を確認し、必要に応じ、意見を述べる。

具体的には、次の2点とする。

#### ① 定期報告

理事会・社員総会の承認を受けた事業報告書等及び地域医療連携推進評議会の評価の報告

#### ② 随時報告

保健医療協議会の求めに応じ行う活動状況等の報告

⇒ 地域医療連携推進法人の策定する「医療連携推進方針」の同意にあたっては、上記のとおり、同法人に、保健医療協議会の求めに応じその活動状況等を報告させることを条件としてはどうか。

これまで全ての地域医療連携推進法人においては、本条件を付している。

### （参考）

- 医療連携推進方針の公表（国通知「地域医療連携推進法人制度について」）

地域医療連携推進法人は、医療連携推進方針を常にインターネット等において公表すること。

- 業務実施状況についての評価結果の公表等（法第70条の13）

地域医療連携推進評議会は、地域医療連携推進方針に記載している目標に照らし、業務の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。（法第70条の3第16項）

地域医療連携推進法人は、上記評議会の評価を公表しなければならない。

また、地域医療連携推進法人は、評議会の意見を尊重する必要がある。

- 大阪府知事への事業報告書等の届出（法第70条の14において準用する法第52条）

地域医療連携推進法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士等の監査報告書を大阪府知事に届け出なければならない。

地域医療連携推進法人 認定申請

# 一般社団法人 いのちとくらし支援ネットワーク

事業構想および認定に向けたご説明

泉州医療圏における持続可能な医療連携体制の構築  
ー連携を個人の努力から「地域の仕組み」へー

代表理事 松下 晴彦

1

## | 設立の背景：顕在化する課題



### 泉州医療圏の現状



難病患者・医療的ケア児への対応が、個別医療機関では完結しない段階にあります。



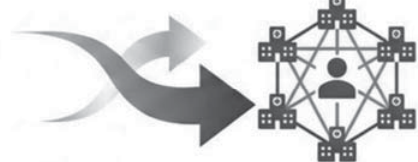
医療・介護・福祉が、制度・法人・職種の壁により分断されています。



災害時のよう配慮者支援が、現場の個人の「経験」と「善意」に依存しています。

### あるべき姿

「個々の努力」から



「地域としての備え」へ






2

## 理念・運営方針

### 【理念】

全ての地域住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、切れ目のないネットワークを確立し、住民の生命と健康を守り抜く。

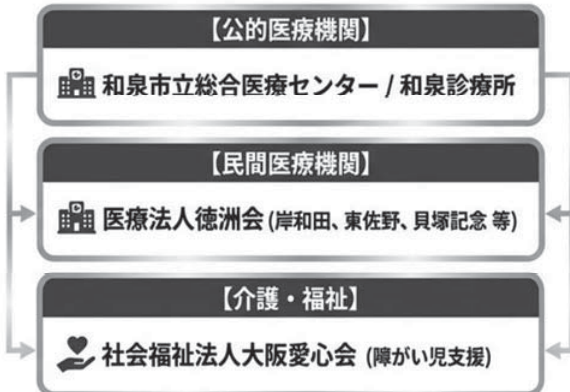
### 運営方針（本法人が果たすべき役割）

-  難病患者の円滑かつ効率的な受入れ体制の整備
-  医療的ケア児への継続的な医療提供体制の構築
-  災害時における医療提供継続のための協力体制整備
-  機能分担・業務連携による地域医療資源の最適化
-  医療の質及び安全性の向上

## 方針を実行するための連携体制

### 多様な主体の参画

運営方針を実現するため、公立・私立・福祉が一体となったチームを組成しました。



### 公正なガバナンス

特定の利益に偏らないよう、地域の医療リーダーによる監督体制を敷いています。



## 運営方針に基づく具体的な業務連携



5

## 医療連携推進業務①（特定領域の連携）

### 1) 難病患者の連携



#### 取組内容：

- 患者の病状に応じた受入れ・転院の調整
- 急性期・専門・在宅医療の役割分担の整理
- 退院支援・在宅移行に係る連携推進



#### 【目標】

病状に応じ適切な医療機関で受療できる体制の確立

### 2) 医療的ケア児の連携



#### 取組内容：



- 急性期・継続管理・入退院調整の役割分担明確化
- 診療情報および急変時対応の情報共有
- 地域内で完結する医療提供継続性の確保



#### 【目標】




連携により継続的かつ適切な医療提供体制を確保

## 医療連携推進業務②（基盤強化）

<p><b>3) 災害時連携 / 5) 質・安全向上</b> </p> <p><b>災害時連携：</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 平時から役割分担と連絡手段を確認し、有事の医療継続性を担保。</li></ul> <p><b>質・安全向上：</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 感染・安全対策の情報共有、合同研修による資質向上。</li></ul> <p><b>【目標】</b> 災害時の途切れない医療 / 質と安全の向上</p>	<p><b>4) 地域医療資源の最適化</b> </p> <p><b>紹介・逆紹介の推進：</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 患者の状態に応じたスムーズな移行。</li></ul> <p><b>機能分担の整理：</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 急性期・回復期・慢性期の役割を明確化し、効率的な体制を構築。</li></ul> <p><b>【目標】</b> 地域医療提供体制の円滑な運営</p>
---	--

7

## 介護・福祉・地域包括ケアの推進

<p><b>1) 地域包括ケアシステムの推進</b></p> <p></p> <p>医療連携と連動した介護・福祉サービス連携の充実、健康増進・介護予防活動の支援。</p>	<p><b>2) 生活支援及び相談支援</b></p> <p></p> <p>難病患者・障がい児の医療情報を踏まえ、生活課題の解決や福祉サービスへの接続を支援。</p>	<p><b>3) 多職種連携・人材育成</b></p> <p></p> <p>医療・介護・福祉職員の合同研修・事例検討を通じ、相互理解と実践的連携能力を向上。</p>
--	---	--

8

## 本法人が担う「地域の公的な器」としての役割

### 公正なガバナンス

特定の医療法人に偏ることなく、  
地域全体の合意形成を最優先

- 複数法人が対等な立場で意思決定
- 医師会等との密接な連携
- 行政・地域医療構想との整合性

### 将来への持続可能性

「個人」や「一法人」の事情が  
変わっても、仕組みは残ります。

地域医療連携推進法人として  
「考え方と整理」を資産として残す

9

## 共に創る、地域の未来



本法人は、泉州地域の皆様の命と暮らしを、  
将来にわたって支え続けていくための基盤です。

認定に向け、皆様のご理解とご協力を  
心よりお願い申し上げます。

